

# 観光プロダクト開発促進補助金について

## Q&A

### 1 事業全般

	質問	回答
1	本事業の趣旨は？	「新しい生活様式に対応した、観光客に対して価値があり、熱狂でき、また来たいと思ってもらえる、広島ならではの新しい魅力ある観光プロダクト」の開発にチャレンジし、資金が早期に必要と認められる事業者に対して、一般社団法人広島県観光連盟（以下、「HIT」という。）が予算の範囲内において補助金を交付するものです。
2	本事業の内容は？	感染症収束後の反転攻勢に備えるため、観光プロダクト開発促進補助金について、令和2年度からの要件緩和と補助対象事業者数等の拡充を行い、プロダクト開発を強化するもの。
3	申請する場合、要件・制限はあるか？	<p>HYPPの事前アドバイスを受け、アドバイザーに申請することを許可された者で、以下の要件を全て満たすことが必要となります。</p> <p>■国内・海外の観光客の誘客促進に積極的に取り組む、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法人</li> <li>(2) 個人事業主</li> <li>(3) 観光協会、商工会議所、商工会、DMO、DMC</li> <li>(4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人</li> <li>(5) 上記(1)～(4)を主な構成員として構成された協議会等の団体であり、自ら事業主体として実施する者</li> </ul> <p>※広島県内に事業所がない者については、県内事業者と連携して開発することを条件とする。</p> <p>■また、以下の(1)～(3)の全てを満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国税及び県税に未納がない者</li> <li>(2) 補助事業の円滑な実施に支障を来たさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有すること</li> <li>(3) 次の①～⑥に該当する者が、経営に関与していないこと <ul style="list-style-type: none"> <li>①暴力団員</li> <li>②暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</li> <li>③自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</li> <li>④暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</li> <li>⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</li> <li>⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</li> </ul> </li> </ul>
4	申請書は11月15日までに提出すればよいのか？	<p>応募期間は3期に分かれています。</p> <p>第1期：5月24日～7月29日</p> <p>第2期：8月22日～9月30日</p> <p>第3期：10月17日～11月15日</p> <p>審査は随時行いますので、予算額に達した場合は、予告なく募集を打ち切らせていただくことがあります。その際は、HITのHPに掲載し、ご案内します。</p>

### 2 アドバイザー

	質問	回答
1	HYPPアドバイザーによるアドバイスは、どの程度どのタイミングで行うか？	<p>HYPPのアドバイザーによるアドバイスは以下の2種類あります。</p> <p>①補助申請前に行う、企画に対する事前アドバイス</p> <p>②採択された企画に対するブラッシュアップのためのアドバイス</p>

2	アドバイザーのアドバイスは絶対聞かないといけないか。企画を変更して事業がうまくいかなかった場合、責任は取ってくれるか？	申請前に行う事前アドバイスは、企画が補助金の趣旨に沿っているものを確認し、沿わない場合にアドバイスを行います。アドバイザーが趣旨に沿っていると判断した場合、HITに申請を行うことができますが、申請された企画が必ずしも採択される訳ではありません。採択後のアドバイス業務は、ブラッシュアップを行うための顧客ニーズ等を取り入れたアドバイスのため、基本的には、アドバイスを受け、意見交換していただきたいと思います。全く聞けないということであれば、採択できません。 また、売上がり見込みを下回った等について、HITやアドバイザーが経済的に支援することはありません。
3	アドバイザーに対する費用は経費に含める必要はあるか？	アドバイザーに対する費用の計上は不要です。
4	どのような内容をアドバイスするのか？	顧客視点の考え方で精通した専門家及び観光プロダクト開発の専門家の知見を基に、提案内容のブラッシュアップをします。
5	プロダクトの一環として、宿泊施設や運送機関と連携をしたい場合は、計画書の提出段階で施設や運送機関を特定（例えばAホテルと提携など）が必要か？また、採択後に、ツアー開催などを行うとなった場合、アドバイザーが旅行会社等の仲介も担ってもらえるか？それとも独自での交渉・営業が必要となるか？	申請の段階でできる限り提携事業者と事前調整の上、特定をしてください。また、アドバイザーについてはプロダクトに対する相談・助言を行うものとなっておりますので、旅行会社等への交渉・営業は独自でお願いします。
6	採択後のアドバイスは対面のみでしょうか。リモートや電話・メール等想定はどこまでか？	リモート、電信、メールを想定していますが、手法については、相談内容に応じて個々の事情を考慮の上、調整いただければと思います。

### 3 補助金交付の対象事業

	質問	回答
1	今回の補助金対象となるプロダクト開発事業は具体的にどのような取組か？	新たな観光プロダクト開発であり、将来の姿につながっていくものであるということを事業計画に落とし込む必要があります。 新たな体験型ツアーの開発や、既存の観光プロダクトのブラッシュアップ等が想定され、イベントの開催やプロモーション活動を中心とするものは対象外です。
2	単発のイベントは今回の補助金の対象となるか？	「また来たいと思ってもらえる、広島ならではの新しい魅力ある観光プロダクト」を本事業の対象としていることから、単発のイベントは対象となりません。
3	設備の導入更新・看板設置・パソコンやタブレットの購入導入、設置、購入は補助対象か？	原則、既存の備品と同等品の買い替え、汎用性のあるパソコン、タブレット、自動車等は対象外です。看板設置については、業務を行う上で必要かつ目的外使用にならないと認められる場合は、対象経費に含めることができます。
4	販売とあるが、環境整備ではだめなのか？	販売を伴うことが必要です。環境整備のみは対象外となります。
5	従来から継続実施していた事業に係る経費は補助対象になるか？	従来からの事業をそのまま維持するためだけの経費は対象外です。新たな観光プロダクトの開発に係る経費が補助対象となります。
6	単一のコンテンツ開発は対象外とのことであるが、どういったものか？	地元グルメの開発やキャンプ場の整備など、1つの観光素材のみ作るものです。
7	既存の外国人向け観光プロダクトを国内向けに改良する場合、対象となるか？	対象となります。
8	国などが別で実施する補助金との併用不可との事ですが、重複しない経費に関しては不可でしょうか？例えば建築、機械機器類の購入は国の補助金で、人件費は本補助金で、など	不可です。

### 4 補助金交付の対象者

	質問	回答
1	2者が共同で事業を行う場合、2者にそれぞれ補助金が出るのか？	複数の共同事業である場合も1事業体とみなします。
2	事業ごとに申請してもよいか？	複数の事業を行う場合でも、1法人につき、1回限りの申請となります。

3	市町を対象としないのはなぜか？	感染症拡大により経営面で大きな影響を受け苦境に立たされている観光関連事業者等に対して、事業の継続を支え、感染症収束後を見据えたプロダクト開発を行うことで再起の糧としていただくこと、また、事業の自走化を目的としているため、まずは事象者に対する支援の方策を早急に固めました。
4	観光協会、DMO等のうち、経営面で大きく影響を受けていない団体は申請できるのか？	要綱第3条の対象者であればできます。
5	補助金を申請する上での制約や制限はあるか？	補助金の交付要綱、公募要領、ガイドブックをご熟読ください。
6	宗教法人は対象になるか？	補助対象者となります。

## 5 補助対象経費

	質問	回答
1	補助対象経費の人事費の考え方は？	現に事業に従事している者、または、新たに雇用する者とし、本事業に直接従事する者の直接作業時間に対するものとします。 ただし、補助額の1/2を超えない額とします。 また、観光協会、商工会議所、商工会、DMOにおける人件費は、本事業のために新たに雇用された職員（臨時職員等）のみ対象とする。
2	人件費の算出方法は？	人件費 = 時給単価 × 直接従事する時間 ◎時給単価の算出方法 (年間基本給+年間通勤手当) ÷ 年間所定労働時間 ※申請時に、積算根拠となる資料（賃金支給規程等）、雇用契約書等、営業カレンダー、就業規則等を添付 ◎直接従事する時間の算出方法 申請時には見込み時間を記入し、実績報告時に業務日誌を提出
3	経営面で大きく影響を受けていない団体について、人件費の制限はあるか？	経営面での影響が低いと思われる観光協会、商工会議所、商工会、DMOの人件費については、本事業のために新たに雇用された職員（アルバイト等）のみ補助対象となります。コンソーシアムの構成員についても同様です。
4	会社の代表者及び役員の人件費も対象となるか？	本補助事業に直接従事していれば対象となります。
5	手土産や会食に係る費用は補助対象経費になるか？	手土産代や飲食費は交際費・接待費にあたるため、補助対象経費に該当しません。
6	消費税・振込手数料は補助対象経費になるか？	補助対象経費にはなりません。
7	ホテルの朝食付きプランで、宿泊代と朝食代が分かれていない場合、補助対象となるか？	補助対象経費となる「宿泊費」と、補助対象経費にならない「食事代」を明確に切り分けることが困難な場合は、朝食代も含めた宿泊費を補助対象経費として認めます。
8	補助対象経費として認められるのは、いつの経費からですか？	交付決定日以降に支出した経費から補助対象経費として認めます。
9	経費の算出において端数が生じる場合は？	1円未満の端数が生じる場合は、原則切り捨てによる経理計上としてください。
10	マスクの購入は可能か？	プロダクト開発に直接必要な経費ではないことと、消耗品は対象外であるため対象外となります。
11	補助対象期間は？	交付決定通知日～令和5年2月28日。この期間内に支払を完了している経費に限ります。ただし、令和5年2月分の賃金について、実績報告書の提出日（令和5年3月10日締切）までに支払ったものは対象となります。
12	補助対象経費の備品購入費とは？	1年以上継続して使用できる事業を行うために必要な物品。また、取得了した設備は当該事業のみに使用しなければなりません。
13	補助対象経費の広報宣伝費とは？	観光プロダクトの販売に向けた広報に係る経費。具体的には、カタログ・パンフレット、HP、PR映像等の制作に要する経費、外部事業者が発行・運営している新聞・雑誌・Webへの広告に要する経費。名刺、クリアホルダー、記念品、ノベルティ等については、補助対象となります。
14	既存のwebサイトからリンクさせる想定で、新規の特設ページを作るのも対象経費となりますか	対象となります。公募要領P7「補助対象経費」をご参照ください。

15	商品の開発費の中にパッケージ等のデザイン費用は含まれるか？	補助対象経費に含まれます。
16	商品を予約するための予約システムの作成費用は対象になるか？	観光プロダクトの販売促進に係るものであれば、補助対象経費となります。
17	例えばバスツアーなどで、「アフターコロナ対策として、2座席を一人で利用するバスツアーで、各地出発し、広島県内で今まで弊社が扱っていなかった地元のグルメの名店に寄り、新しい工場見学場所に行く」といったような新たなテーマ性のツアーであれば、申請することは可能か？また、この場合、広告宣伝費として弊社での自社媒体や折込チラシに関しての経費や、仮にテレビで紹介したら紹介料など補填されるというような認識でよいか？	地域の知られざる観光資源を発掘し、それらを組み合わせた新たな観光商品は補助事業の対象となります。 また、プロダクトを、設定されたターゲット層に的確に販売するための広報に係る経費と認められるものは、補助対象経費となります。
18	国内外問わず魅力発信のため、各地域で催しものへの出店などの経費、もしくは、空港や駅など公共施設でのPR活動に関する経費も補助金の対象として認められますか？また、可能な場合、その際に配布する販促物等は補助対象経費として認められますか	プロダクトを設定されたターゲット層に的確に販売するための広報に係る経費と認められるものは補助対象経費となります。
19	建物や施設等の資産となるものは補助対象となるか？	令和4年度「観光プロダクト開発促進補助金」公募要領P8「補助対象区分」施設整備・改修費の内容に適していれば対象となります。
20	支払い方法は？	原則として口座振替払いとなります。経理処理等の都合上、現金、クレジットカードによる支払いも可ですが、支払いの事実が証明できる資料が必要です。手形、小切手等での支払いは認められません。また、振替手数料は補助対象なりません。
21	消費税等は補助対象経費になるか？	仕入控除額が補助対象経費とならないため対象外です。ただし、要領9ページに掲げる、消費税等を補助対象経費に含めて、補助金額を算定できる補助事業者はこの限りではありません。
22	交付申請書の補助金申請額の算定期階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、補助金交付申請書を提出する必要があるとのことだが、具体的に補助対象経費区分ごとの計算方法はどのようにすればよいか？	A給与・賃金：補助事業者に直接雇用されている場合は、課税仕入れとはならないため、消費税等の除外を行う必要がありません。ただし、人材派遣等による賃金は課税仕入れとなるため、消費税等を除外してください。 その他（交通費も含む）：経費の合計額に100/110を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等を除外してください。
23	消費税込みの総額表示、請求書等に消費税額が明記されていない場合は、どのように計算すればよいか？	以下のとおり 本体価格（消費税込み）が30,000円の場合 $30,000 \div 1.1 = 29,998.9 \rightarrow 29,998\text{円}$ （1円未満切り捨て）が補助対象外経費

## 6 交付の決定

	質問	回答
1	採択の基準は？	書面審査では、提出された申請書類等により、HITが設置する審査委員会の審査を経て決定します。 具体的には、事業の趣旨に則し、広島ならではの、新しく魅力的で熱狂できるものか、何度も訪れたくなるものか、顧客（観光客）志向であるか、顧客のニーズを明確に分析しているか、安全・安心に対する措置について配慮されているか、誘客の方法が具体的に示されており、誘客・販売目標に妥当性があるなどを選考します。 書面審査を通過した者に対し面接審査を行います。面接審査では、原則事業者の代表者（社長等）とオンラインまたはオンラインで事業内容のプレゼンを行っていただきます。
2	交付の決定はどのように通知されるか？	交付の決定は、ホームページ「Dive!Hiroshima」で公表するとともに、文書でその旨を通知します。なお、不採択の場合は、文書でのみ通知します。

## 7 交付の条件・取下げ

	質問	回答
--	----	----

1	急遽補助事業を取りやめることになった場合、手続きが必要か？	申請後、交付決定までに取りやめすることが判明した場合は、その旨を書面（任意様式）にて連盟に報告し、取り下げ手続きを行う必要があります。 なお、交付決定後に判明した場合も、開発支援補助金中止(廃止)承認申請書（別記様式第7号）により補助事業の廃止を申請してください。 何らかの実績がある場合は、その実績ないように基づき、実績報告を行ってください。実績に該当する部分の補助金は交付可能です。
2	変更等承認申請書の届け出が必要となる場合は、どういう時か？	○補助事業計画書の内容変更（※軽微なものを除く） ※軽微なものとは、補助事業の目的達成に支障をきたす恐れのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合をいう。 ○補助事業に要する経費全体の20%を超える減少となる場合（基本的に増額は不可） ○補助対象経費の区分相互間において、左記経費区分のうちの低い額の20%を超える額を他費へ流用する場合 等
3	期間中の成果（売上）金額に何かベンチマークはあるか？	ベンチマークはありません。

## 8 交付申請手続等

	質問	回答
1	観光プロダクト開発後、状況報告はどのようにするか？	別記様式第6号による報告書を、次のとおり提出してください。 ・令和5年4月1日～令和5年9月30までの実施分を令和5年10月6日に提出。 ・令和5年10月1日～令和6年3月31までの実施分を令和6年4月5日に提出。 なお、観光プロダクトの設定期間が含まれていない半期については、報告は必要ありません。
2	収支予算書や経費明細書の「支出の部」はどの程度記載する必要があるか？	特にルールは設けませんので、可能な範囲で記載してください。ただし、事業計画書の内容と関連しているということが分かるように記載してください。
3	申請段階では備品の見積書などは必要か？また精算の時には必要か？	申請時に見積書の提出は不要です。精算時に領収書等の写しの提出をお願いします。
4	人件費の出勤簿はひな形などあるか？	出勤簿のひな型はございません。任意様式でお願いします。
5	事業収入に伴う補助金の上限額について、事業収入額として計上する期間はいつまでか？	販売開始から1か月間を計上してください。ただし、3月1日以降の売り上げは対象外となります。
6	任意団体で登記をしていない場合、履歴事項全部証明書の提出は必要か？	県内に事業所を置いてあることが確認できる書類（規約等）を提出してください。
7	成果物「(観光コンテンツ)を販売するにあたって制約はあるか？成果に応じて補助金返還は必要か？	事業の収入額（観光プロダクトの売上、入場料等）のうち利益額が補助対象経費の1/3を超える場合には、補助対象経費から利益額を控除した金額を補助金の上限とします。詳しくは、令和4年度「観光プロダクト開発促進補助金」公募要領P7「7 補助金の額」をご参照ください。
8	企画提出～1次審査～2次審査～採択までに所要する時間は？	申請状況にもよりますが、3～4週間見込んでいただければと思います。

## 9 補助金の交付

	質問	回答
1	支払いはいつ、どのくらいの割合でもらえるか？	原則、事業完了後の精算払（翌年3月末頃）であるが、次の条件を全て満たす場合、補助対象経費の全部又は一部について概算払を受けることができます。 ①交付決定を受けた補助事業について、補助事業者の年間事業計画等において予定されていなかった事業であること。 ②補助事業の実施にあたり、交付額相当の自己資金が不足し、円滑な補助事業実施が見込めないこと。 ③補助事業の実施に必要な経費を支出するための契約行為がなされ、概算払いを請求する額が適正であると認められること。 概算払については、採択可否を決定後、8月上旬頃から可能となる予定。

2	業計画書で記載した誘客目標数を達成できなかった場合、補助金を返納しなければならないか？	補助金を返納する必要はありません。ただし、交付規程第17条に規定する交付決定の取り消しを受けた場合は、返納する必要がある場合があります。
---	---	--

## 10 その他

質問	回答
1 この度の補助金の支給総額はいくらか？	総額2億円です。
2 翌年度以降、採択された事業者へのフォローはあるか？	観光プロダクト販売開始後は、翌年度の販売期間末日までの実施状況について、半期ごとに状況報告書を提出していただき、HITと事業者間で課題・問題点や情報を共有し、随時助言等を行います。 また、「Dive! Hiroshima」や「HYPP」のHPに掲載するなど、プロモーションの支援を行います。
3 国の補助金も申請していますが、両方受給することは可能か？	同一の内容の事業について、国や他の自治体等からの補助金を受給する場合は、当事業に応募することができません。 なお、本事業の交付決定後に他の補助金を受給している事実が判明した場合は、その決定を翻って取り消すとともに、すでに補助金を受給している場合は、その全額を返還していただきます。
4 1事業者1件の申請とあるが、A社が、申請者Bの開発プロダクトに携わる場合、A社自身は申請者として別件で申請可能か？	申請可能です。ただし、自ら事業主体として実施する事業は1つのみとします。
5 法人の場合、登記をしないといけないか？賃貸借契約等で事務所を賃貸して事業を実施する場合は、登記をしないこともある。	当該法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に併せて、県内に事業所等があることが確認できる書類（賃貸借契約等）を提出してください。
6 モニターツアーが必須となっているが、過去のモニターツアーの規模（参加人数）についてはどこかのWEBページに情報掲載されているか？	WEBへの掲載はございません。プロダクトの種類によって異なりますが、5～20人程度で実施されます。
7 著作権はどうなるか？	原則、補助金の事業者に帰属します。